役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人若狭つくし会（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定及び評議員選任解任委員会運営細則第６条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。

（３）　顧問とは、定款第２４条に基づき置かれる者をいう。

（４）　評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（５）　評議員選任解任委員とは、定款第６条に基づき置かれる者をいう。

（６）　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給する。

２　常勤理事等で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額）

第４条　報酬は、業務の実態にあわせて支給し、報酬額は別表のとおりとする。

（費用弁償）

第５条　役員、評議員、評議員選任解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出務したときは、その費用を職員旅費規程に準じて出張旅費として支給することができる。

２　費用弁償額は、旅費規程に準ずる。

３　常勤役員には、通勤に要する交通費として、職員給与規程に準じて通勤手当を支給する。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等の支給日は、その都度支払うものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公　表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補　則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

本規程の制定に伴い、社会福祉法人若狭つくし会「役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬等に関する規程」は、廃止する。

この規程は、令和８年６月１９日から施行する。

別　表

理事長報酬	月額	50,000 円
顧問報酬	１回	5,000 円
理事・監事報酬　（4 時間を超えるとき）	日額	10,000 円
理事・監事報酬　（4 時間以内）	日額	5,000 円
評議員報酬　（4 時間を超えるとき）	日額	8,000 円
評議員報酬　（4 時間以内）	日額	4,000 円
評議員選任解任委員会	１回	4,000 円